

## 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

### 5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

環境影響評価法第3条の6の規定に基づく経済産業大臣の意見（平成30年12月18日）は、次のとおりである。

#### 経済産業省

20180920保第7号

平成30年12月18日

アールイー・パートナーズ株式会社

代表取締役 池田 昭洋 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



アールイー・パートナーズ株式会社「(仮称) えりも風力発電事業計画段階  
環境配慮書」に対する意見について

平成30年9月20日付けをもって送付のあった「(仮称) えりも風力発電事業計画段階環境配慮書」について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

(別紙)

## 1. 総論

### (1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行い、風力発電設備等について実現可能な事業計画を検討するとともに、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林等について関係機関と協議・調整した上で、改変を想定しない範囲を除外すること。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

特に、本事業者が現時点において計画している最大48基の風力発電設備を全て設置するためには、事業実施想定区域内のほぼ全域が必要となる計画となっていることから、2. による環境影響の回避又は極力低減を実施するためには、対象事業実施区域の絞り込みが必要であり、これを行う際には、風力発電設備の基数の削減と併せて行うこと。

### (2) 事業計画等の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の大幅な削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。

### (3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

### (4) 関係機関等との連携及び住民への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

## 2. 各論

### (1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 水環境及び水生生物に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された魚つき保安林、水源かん養保安林及び土砂崩壊防備保安林、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく保護水面に指定された歌別川、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第4回・第5回調査（干潟・藻場・サンゴ礁調査）において確認されたコンブ場等が存在しているほか、本事業は、最大48基の風力発電設備を同区域内のほぼ全域に設置する大規模なものであることから、土地の改変には慎重を要するとともに、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境及び水生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川・沢筋等からの距離の確保に努めるとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出等を最小限に抑えることで、水環境及び水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域又はその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。）に基づく国内希少野生動植物種に選定されているイヌワシ、シマフクロウ、オジロワシ、タンチョウ等の希少な鳥類の生息が確認されている。そのため、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の障害、生息環境の変化による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

特に、シマフクロウについては、当該地域における鳥類の生息状況に精通した専門家の助言を踏まえつつ、同区域又はその周辺における繁殖状況に加え、営巣、採餌等の利用がされている区域についても十分かつ丁寧に調査を実施し、シマフクロウの生息への影響が想定される範囲を対象事業実施区域から除外すること。

#### (5) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第3回調査（特定植物群落調査）において特定植物群落に選定されている「えりも岬ヒダカミツバツツジ群落」及び「襟裳ミズナラ林」、自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域等を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道、牧野、無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

#### (6) 景観に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく日高山脈襟裳国定公園の景観資源である海成段丘や、同国定公園の主要な眺望点として利用施設計画に位置づけられている「百人浜園地」、「襟裳岬園地」及び「襟裳岬線道路（車道）」等が存在することから、本事業の実施により、これら眺望点からの景観に対する重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たって

は、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモニタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な眺望景観及び眺望点については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係機関等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。

## 5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は第 5.2-1 表のとおりである。

第 5.2-1 表(1) 配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>(1) 対象事業実施区域等の設定 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行い、風力発電設備等について実現可能な事業計画を検討するとともに、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された保安林等について関係機関と協議・調整した上で、改変を想定しない範囲を除外すること。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。</p> <p>特に、本事業者が現時点において計画している最大 48 基の風力発電設備を全て設置するためには、事業実施想定区域内のほぼ全域が必要となる計画となっていることから、2. による環境影響の回避又は極力低減を実施するためには、対象事業実施区域の絞り込みが必要であり、これを行う際には、風力発電設備の基数の削減と併せて行うこと。</p>	<p>対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行い、風力発電設備等について実現可能な事業計画を検討するとともに、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された保安林等について今後関係機関と協議・調整した上で、改変を想定しない範囲を除外する予定です。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させます。</p> <p>環境影響の回避又は極力低減を実施するために、風力発電設備の離隔距離を含め配置等の検討より区域の絞り込みを行います。</p>
<p>(2) 事業計画等の見直し 上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の大幅な削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。</p>	<p>本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行います。</p>
<p>(3) 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにします。</p>
<p>(4) 関係機関等との連携及び住民への説明 本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。</p>	<p>本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施します。また、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行います。</p>

第 5.2-1 表(2) 配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>2. 各論</p> <p>(1) 騒音等に係る環境影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
<p>(2) 風車の影に係る環境影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
<p>(3) 水環境及び水生生物に対する影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された魚つき保安林、水源かん養保安林及び土砂崩壊防備保安林、水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)に基づく保護水面に指定された歌別川、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第 4 回・第 5 回調査(干潟・藻場・サンゴ礁調査)において確認されたコンブ場等が存在しているほか、本事業は、最大 48 基の風力発電設備を同区域内のほぼ全域に設置する大規模なものであることから、土地の改変には慎重を要するとともに、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境及び水生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川・沢筋等からの距離の確保に努めるとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出等を最小限に抑えることで、水環境等及び水生生物への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川・沢筋等からの距離の確保に努めるとともに、工事実施時の土工量を可能な限り抑制し、かつ仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出等を最小限に抑えることで、水環境等及び水生生物への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>

第 5.2-1 表(3) 配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>(4) 鳥類に対する影響</p> <p>事業実施想定区域又はその周辺では、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に選定されているイヌワシ、シマフクロウ、オジロワシ、タンチョウ等の希少な鳥類の生息が確認されている。そのため、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害、生息環境の変化による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>特に、シマフクロウについては、当該地域における鳥類の生息状況に精通した専門家の助言を踏まえつつ、同区域又はその周辺における繁殖状況に加え、営巣、採餌等の利用がされている区域についても十分かつ丁寧に調査を実施し、シマフクロウの生息への影響が想定される範囲を対象事業実施区域から除外すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p> <p>また、シマフクロウについては、当該地域における鳥類の生息状況に精通した専門家の助言を踏まえつつ、同区域又はその周辺における繁殖状況に加え、営巣、採餌等の利用がされている区域についても十分かつ丁寧に調査を実施し、シマフクロウの生息への重大な影響が想定される場合は、その範囲を対象事業実施区域から除外するなど環境保全措置を検討いたします。</p>
<p>(5) 植物及び生態系に対する影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第3回調査（特定植物群落調査）において特定植物群落に選定されている「えりも岬ヒダカミツバツツジ群落」及び「襟裳ミズナラ林」、自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域等を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道、牧野、無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域等を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、既存道、牧野、無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
<p>(6) 景観に対する影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、日高山脈襟裳国定公園の景観資源である海成段丘や、同国定公園の主要な眺望点として利用施設計画に位置づけられている「百人浜園地」、「襟裳岬園地」及び「襟裳岬線道路（車道）」等が存在することから、本事業の実施により、これら眺望点からの景観に対する重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な眺望景観及び眺望点については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係機関等の意見を踏まえること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、国定公園の眺望点も含めて、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p> <p>なお、国定公園の利用施設計画には、展望目的での位置づけの地点と、展望目的の位置づけがない地点とが掲載されておりますため、眺望利用の状況を把握のうえで、眺望点としての選定を検討いたします。</p> <p>また、重要な眺望景観及び眺望点について影響が懸念される場合には、適宜、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係機関等の意見を踏まえるよう努めます。</p>